

令和6年度「すくすく育児支援プラン（医員（育児支援））」募集要項

1. 趣旨：

女性医師等を対象とした育児支援の一環として、多様なライフスタイルに応えるための医員枠を設置し、多くの女性医師等が円滑に職場復帰できる環境を整え、併せて外来等担当医師の負担軽減を図ろうとするもの。（※ 女性医師等とは、女性の医師・歯科医師及び男性の医師・歯科医師をいう。）

2. 職名：短時間勤務職員（医員）

3. 職務内容：診療及び研究（時間外労働及び宿日直業務には従事しない。）

4. 申請条件：

- ①原則、小学校就学の始期に達するまでの子を持つ育児中の女性医師等で、かつ、配偶者等の育児への協力が困難である等の特別な事情があり、短時間での勤務を希望する者。
- ②所属長に時間外労働を行わずに勤務が可能である旨を承されている者。

5. 定員：30名程度（約5,800万円）

6. 給与：

時給：1,516円

手当：通勤手当

7. 採用期間：令和6年4月1日から令和7年3月31日までの期間のうち希望する期間

8. 勤務日数及び勤務時間数：

週あたり勤務日数は1～5日かつ週あたり勤務時間は24時間以内

（1日あたり最大7時間45分）とし、各人の事情に応じた柔軟な勤務時間とする。

9. 申請方法：

申請書に必要事項を記入のうえ、診療科等の長が署名し、総務課人事労務管理室労務管理係あてに提出する。

10. 申請期限：令和6年1月11日（木）

11. その他：

- ・申請者多数の場合は、週あたり勤務時間の上限を変更した上で再募集を行う場合がある。
- ・申請者多数により勤務時間数の上限が20時間を超えないことが明らかな場合は、申請に係る理由や、子の養育状況及び勤務に係る特記事項等をもとに、病院長による選考を行う場合がある。
- ・申請期限までに定員の上限に達しない場合は、申請期限後も上限に達するまで随時申請を受け付ける。
- ・女性医師等の育児支援及び仕事と家庭の両立という本プランの趣旨を踏まえ、他に本務のある職員（他院で社会保険に加入している職員等）は申請できないものとする。
例：週1日北大勤務、週4日他院勤務 等
- ・正確な予算管理及び希望者受付のため、当初本プランにより採用された職員が、当該任期の途中で診療科の医員配分月数による雇用へ変更となった後、再度本プランの使用を希望する場合には、改めて申請書の提出を要する。
- ・申請条件、勤務時間の設定等について不明な点がある場合は、病院総務課人事労務管理室労務管理係（内線7642）まで問い合わせ願います。

参考

【勤務パターンの例について】

(社会保険等の加入条件により3種類を例示したもの。)

勤務時間等	文科省共済組合・厚生年金	雇用保険	労災保険	備考
A 週 24 時間 ※1 日 6 時間・週 4 日など	加入	加入	加入	
B 週 20 時間 ※1 日 5 時間・週 4 日など	加入	加入	加入	
C 週 18 時間 ※1 日 6 時間・週 3 日など	加入不可	加入不可	加入	保険及び年金に自分で加入する必要あり

【社会保険の適用について】

すくすく育児支援プランにおいては以下の2項目が条件となる。

- ① 1週間の所定労働時間が20時間以上であること。
- ② 雇用期間が2ヶ月を超えることが見込まれること。

【労働保険の適用について】

雇用契約期間	31日未満	31日以上の雇用見込みがある	
1週間の所定労働時間	全て	20時間未満	20時間以上
労働保険	労災保険	○	○
	雇用保険	×	×

○=適用、×=適用外